

宇都宮市「全天候型子どもの活動の場」の遊具等設置業務委託 特記仕様書

本業務の内容は、下記のとおり、各エリアにおいて遊具等設計・施工業務を行うものである。本業務の遂行に当たっては、受託者は常に発注者と密接な連携を図り、効率的進行に努めなければならない。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受託者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

1 施設の位置付け

子どもたちが遊びをはじめとする様々な活動により得られる体験や経験を通じた心身の発達により、地域社会の中で心豊かでたくましく生きることができると目指すと同時に、子どもとその保護者だけでなく、地域住民や市内外の幅広い世代が集い、交流する新たなにぎわいの拠点とする。

2 業務の対象範囲（別紙1，別紙2参照）

- 対象範囲は、下記のとおり、現諸室及びエリアの全部または一部を改修し、新たなエリアをそれぞれ設けるものとする。

主な業務内容	現諸室	階数	改修後のエリア
遊具の設置	多目的ホール，児童館①	1階	遊び
遊具以外	児童館②		工作・創作
	図書室，ロビー		図書・学習・くつろぎ
	控室		赤ちゃんの駅
	中庭・外庭		くつろぎ
	会議室，調理室，和室（※貸館）	多目的（※貸館機能は継続）	
	ロビー等共用部	2階	図書・学習・くつろぎ

3 各エリアにおける共通事項

- 施設全体として、一体感及びリニューアル感が感じられる開放的な空間とするため、設置する什器や各エリアの内装の装飾については、施設全体との一体性を持たせたデザインとすることとし、郷土愛の醸成に繋がるものを含めること。

＜郷土愛の醸成の具体例＞

- バスケットボール，自転車，サッカー，ラグビーなどの本市を拠点に活動するプロスポーツ
 - ライトレールなどの公共交通機関
 - 餃子やいちごなどの食文化や大谷石などの自然
 - 整備地域（河内地区）の資源（地域の祭り，里山の自然，農産物） など
- 現在，1階ロビーに展示している絵画（2枚）は2階に移設すること。（移動場所は別途，本市が指定する。）
- それ以外は，撤去又は施設全体のデザインを踏まえた再活用の提案を行うこと。

- ・ 各エリアが有効に機能するための動線や什器等の配置，空間の有効活用を図ること。
- ・ 死角が生まれないうよう，子どもが安全に活動できる空間とすること。
- ・ 多世代が利用する施設であるため，「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」を踏まえ，バリアフリー，ユニバーサルデザインに配慮すること。

4 遊びエリア

(1) 目的

未就学児から小学校高学年までの幅広い世代が楽しめる遊具等を設置し，体力の向上など，子どもたちの健全育成に寄与する場とする。（想定する同時利用人数：100人程度）

(2) 対象年齢

0歳から12歳（小学校高学年）まで

- ・ 未就学児（主に0歳～3歳まで）を対象とした遊具は，現児童館へ設置（想定する同時利用人数：20人程度）
- ・ 主に4歳から小学校高学年までを対象とした遊具は現多目的ホールへ設置（想定する同時利用人数：80人程度）

(3) 仕様

子どもたちの心身の発達を促進することができるよう，年齢や機能に応じた遊具等を設置すること。また，当該エリアにふさわしい装飾を行うこと。

ア 遊具のコンセプト（遊具の構成の検討にあたり考慮すべき基本的な考え方）

- ・ 小学校高学年までの子どもたちがダイナミックに体を動かして楽しめる
- ・ 年齢や発達に応じた遊びにより，好奇心やチャレンジ精神を育む
- ・ 様々な遊びや感覚体験を通じて，豊かな感性を育む
- ・ 障がいの有無や年齢にかかわらず，すべての子どもと一緒に遊ぶことができるインクルーシブデザイン
- ・ 本市の地域資源（プロスポーツ、食、自然）を取り入れ、郷土愛の醸成を図る
なお，プロスポーツの要素を取り入れた遊具の設置は必須とする。

イ 遊具の構成イメージ

主な対象者	数量	提案を求める遊具イメージ
0歳～3歳	2～3個	ボールプール、レールブロック、クッション遊具など，保護者と一緒に楽しむことができ，子どもの身体能力に応じた様々な知能を刺激し，豊かな感性を育む遊具
4歳～12歳	5～7個	・ ジャングルタワーやネット遊具など，子どもたち（小学校高学年まで）のチャレンジ精神を掻き立て身体をダイナミックに使って遊ぶことができ，施設のシンボルとなる大型複合アスレ

		<p>チック遊具（1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボルダリングやエア―遊具など、幅広い世代が楽しみながら体を使って遊ぶことができる遊具（3～4個） ・映像演出により多様な遊び方や没入感が得られ、「創造性」や「探究心」、「感覚能力」などを養うことができるデジタル技術を活用した遊具（※「運動」と「学び」の要素を取り入れたもの）（1～2個） <p>※ただし、数については全体の遊具のバランス構成を配慮し、<u>上記の数にこだわらず設定することは可</u></p>
--	--	---

ウ 維持管理・メンテナンス

- ・ 日々の点検や清掃等の維持管理がしやすく、経年劣化に伴う修繕や更新が比較的容易に行える遊具とすること。
- ・ 耐用年数が長く長期間の利用が可能であり、保守点検費用が比較的安価な遊具とすること。
- ・ デジタル技術などの先進技術の普及による遊びのトレンドなど、社会環境の変化に的確に対応するため、長期的に使用する遊具（シンボルとなる大型遊具）と定期的に更新すべき遊具に分けて示し、それぞれの維持管理費用や更新計画についても示すこと。

エ 安全性

- ・ 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）国土交通省」と「遊具の安全に関する規準 JP 階 A-SP-S:2024（一般社団法人日本公園施設業協会）」を踏まえた設計・設置を行うこと。
- ・ 子どもの特性を踏まえた安全領域の確保など、ケガや事故防止のための措置を講じること。
- ・ 遊具の配置にあたっては、消防法等に基づき、非常時の避難経路を確保すること。特に、遊具が避難の妨げとならないよう、避難口までの歩行距離や通路幅員を考慮した適切な離隔距離を保つこと。

オ その他

- ・ 未就学児を対象とした遊びエリア（現児童館）には、保護者と一緒に絵本を楽しむことができるよう、必要な書棚等の什器を設置すること。
- ・ 現多目的ホールのステージについては、遊具等が設置されていない状態での夜間の貸出ができるようにするため、ステージ上の活用について工夫を行うこと。ただし、現多目的ホール内に設置する遊具の種類や大きさ、配置等の構成を最優先とすること。
- ・ 遊びエリア（現多目的ホール）内には、子どもが安全に遊べる環境を作るため、遊具の配置や動線を考慮しつつ、保護者が子どもを見守ることができる飲食可能なカフェスペースと適切な座席数を提案し、設置すること。
- ・ 遊びエリアは上足利用とするため、必要な下足箱、ロッカーを設置すること。

(現多目的ホール80人，現児童館20人分程度)

5 図書，学習，くつろぎエリア

(1) 目的

子どもと保護者や地域住民などの幅広い世代が気軽に読書や学習などで利用できほか，保護者同士や地域住民がくつろぎながら交流ができる場とする。

(2) 仕様

エリア内における図書，学習，くつろぎスペースの各配置については，施設内の他の各エリアとの区分を踏まえた，効率的な動線の確保や什器（イスや机，書棚，ソファなど）の配置を行うこと。

また，ゆったりとした空間を確保しながら，なるべく多くの方が利用できるよう，机やイス等の数を工夫するとともに，当該エリアにふさわしい装飾を行うこと。なお，当該エリアは飲料・軽食を可能とする。

ア 図書スペース

幅広い世代が利用できるよう，目安として4,000冊程度の図書を設置する予定であるため，必要な書棚とともにイス，テーブル等の什器を設置すること。

なお，書棚については，高さや配置を考慮し，エリア全体を見通すことができる開放的な空間とすること。

イ 学習スペース

概ね中高生までに対応し，集中して学習ができるよう，座席間の間隔を十分確保するとともに，机上に仕切りを設けるなど，他エリアの面積や動線を考慮した座席を設けること。(最低15人以上)

ウ くつろぎスペース（1階・2階のロビー）

利用者同士の交流が促進されるようイスやテーブル，ソファ等を効果的に配置すること。

エ 中庭

スペースの利用の想定に応じた利用者がくつろぐことができる屋外用ベンチや子ども向けの遊具等を設置すること。

オ 外庭（施設南側）

スペースの利用の想定に応じた利用者がくつろぐことができる屋外用ベンチや子ども向けの遊具等を設置すること。

6 工作・創作エリア

(1) 目的

- ・ 未就学児から小学校高学年を対象として，自由な発想で工作や創作活動を行い創造力などの非認知能力の向上を図るための場とする。

(想定する活動内容：段ボールなど，様々な材料を使用した工作，PCを利用したプログラミングなど)

なお，当該エリアは，子どもの工作・創作活動が行われていない日中の時間帯や

夜間は、施設利用者が自由に利用できるフリースペースとして開放する。

(2) 仕様

- ・ エリアの広さや使用目的などを勘案し、必要なイスやテーブルの種類や数を設置すること。
- ・ 設置するテーブル、イスについては、工作・創作活動が行われていない日中の時間帯や夜間は、施設利用者が自由に利用できるフリースペースとして開放するため、子ども用以外に、年齢を問わず使用できる、移動や片付けが容易なものとする。なお、当該エリアのイスやテーブルは夜間に貸出を行う遊びエリア（現多目的ホール）においても使用できるものを選定すること。
- ・ 工作・創作活動にふさわしい装飾を行うこと。

7 多目的（貸館）エリア

(1) 目的

現在の貸館機能は継続としつつ、地域団体や地域企業が主催する様々な子ども向けのイベントやワークショップを開催するなど、多世代が交流し、新たなつながりや関係の構築による地域の賑わい創出の場とする。

想定利用人数：100人程度（会議室①：35人、会議室②：25人、調理室：20人、和室：20人）

(2) 仕様

- ・ 施設のリニューアル感や空間全体の統一感等を踏まえ、必要な什器を提案し、設置すること。

8 その他

- ・ **別紙3**に示す施設内の什器及び屋外の什器、遊具の一部は撤去・処分すること。
- ・ 1階事務室の机、椅子を新たに設置すること。
- ・ 1階の現控室に赤ちゃんの駅（授乳やおむつ交換等ができるスペース）を新たに設置するため、必要な什器（おむつ交換台2台、イス2脚、テーブル2台）を設置すること。
- ・ 施設入口付近に遊びエリアの誘導表示のほか、各エリアの案内板（サインボード等）及び遊びエリアにおける各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板（サインボード等）を制作・設置すること。

なお、制作に当たっては、点字表示等を含めるなど、ユニバーサルデザインに配慮すること。

- ・ 市政情報等を周知するためのデジタルサイネージを制作・設置すること。
- ・ 施設全体及び各エリアをイメージできるパース図を作成すること。
- ・ 施設機能や快適性・安全性の向上のための独自提案があれば示すこと。

9 施工時の留意事項

(1) 改修期間

令和8年7月1日より施設の利用を停止し、作業の開始を予定しているが、並行して施設の経年劣化等に対する改修工事を行うため、作業工程等については別途、本市と打ち合わせを行うこと。

(2) 安全対策

安全に最大限配慮した設計・施工を行うとともに、建築基準法等の関係法令を遵守した設計・施工を行うこと。

(3) 搬出入・施工上の制約

資材等の搬入及び施工は、原則、午前8時30分から午後5時の間で行うこと。

(4) 産業廃棄物の処理

本業務にて発生した産業廃棄物は、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律、その他関連法令により適切に処理すること。

(5) 事故報告

施工中に事故が発生した場合は、直ちに本市に通報するとともに、事故報告書を速やかに提出し、その処理においては、責任を持って誠実に対応すること。

(6) 火災事故の防止

火気使用箇所には、消火器、水入りバケツ等消火器具を常設し、必要に応じて養生を施すこと。

(7) その他

設計・施工を行った遊具等の契約不適合責任は、引渡日から1年間とする。契約不適合責任に関して補修その他必要な対応については、速やかに行うこと。